

発達障害者支援法の見直しについての意見書

全国自閉症者施設協議会
会長 五十嵐 康郎

1. 発達障害者支援センターの増強について

現行の法制度下では、発達障害の人々も教育や福祉サービスの対象となっていますが、実際には、施設入所をはじめとする福祉サービスを提供することに伴う過大なリスクと負担から必要なサービスを受けられず、過剰にサービスを利用する人がいる一方で、本当に支援が必要な人がサービスを受けられないでいます。障害者支援施設等で支援を受けているケースであっても、発達障害の特性に応じた支援を受けられないため、自傷や他害、こだわり行為などの行動障害が顕在化している例も少なくありません。こうしたことから、発達障害の人々への支援において高い専門性が求められることが明らかであると同時に、生活のあらゆる側面において、本人との信頼関係の基に個別の状況に応じて社会的環境との調整を図る「専門性の高い支援者」を確保し、スーパーバイズの体制を整える必要があります。そうした観点から発達障害者支援センターを質量ともに増強することを提案します。

2. 発達障がい者支援専門員（スーパーバイザー）養成と派遣を国の事業に

大分県では発達障がい者支援センター連絡協議会を実施主体に、発達障がい者支援センター「イコール」に事務局を置いて、平成18年度から発達障がい者支援専門員養成研修を実施してきました。既に140名を超える支援専門員が誕生しています。福祉関係は勿論ですが、教員の方、保育所・幼稚園、医療機関の方、最近は大学職員、行政マンや労働関係の方も受講しています。そういう多業種の方たちが座学のみでなく、実務研修も含めた3年間に及ぶ長期の研修を受けて、支援専門員の資格を取って、支援専門員の会を立ち上げ、生涯研修と連携を目的として、研修会や相談会、あるいは様々な自閉症や発達障害に関わる事業に協力し、スーパーバイザーとして活動しています。

これを全国の発達障害者支援センターの事業として位置付ければ、発達障害の理解と支援が飛躍的に向上します。関係機関の連携が叫ばれていますが、言葉だけが先走りしても実現できないわけです。実際にこういう地道な積み重ねによって、大分県では色々な関係機関の連携体制、あるいは自立支援協議会や個別支援会議で、支援専門員が同席することで引き継ぎや支援が深まることが現実に起きています。

3. 「自閉症総合援助センター」の法制化

自閉症の人たちは知的レベルにかかわらず、ライフステージを通じた療育的支援が必要です。具体的には、入所施設の機能の整理と見直しのうえで下記の新たな機能を付加し、自閉症援助センターを整備することによって、地域の核としての重層的な支援体制を構築することが可能となります。

<自閉症総合援助センターの機能>

- 1) 生活保障（居住支援）機能・施設入所支援、グループホーム
地域生活移行への準備や地域生活移行が困難な人々への施設入所支援、グループホームなど、多様な地域の居住機能の開発とバックアップを行います。
- 2) 強度行動障害療育機能・行動援護、行動障害療育棟、重度障害者等包括支援
強度行動障害等により、在宅等での暮らしが困難な自閉症の人々に対して、自宅等及び強度行動障害療育棟での集中療育を行います。
- 3) 地域生活補完機能・短期入所、居宅介護、行動援護

ショートステイ、レスパイトケア、ヘルパー養成・派遣（居宅介護、行動援護、移動支援）等により地域生活を支えます。

4) 早期療育機能・・児童発達支援センター、児童発達支援事業

幼児、学童、生徒等に対して、発達支援を行うとともに、関係機関と連携し、豊かに育ち、安心して暮らせる地域の実現を目指します。

5) 日中活動支援機能・・生活介護

生産活動や生きがいとしての余暇的、文化的活動を提供します。

6) 就労支援機能・・就労移行支援、就労継続支援B型、就労継続支援A型

社会貢献、地域貢献を目指した福祉的就労及び一般就労を支援します。

7) 相談・療育・普及・啓発機能・・発達障害者支援センター、相談支援事業

本人やその家族等への相談、療育、就労支援を行うとともに、関係者への普及・啓発、及び関係機関との連携を図ることで、総合的な支援体制を整備します。

8) 専門家養成機能・・発達障がい者支援専門員養成研修、

関係機関のスペシャリストに対し、研修を実施し、自閉症・発達障害に関してのジェネラリストとして養成し、スーパーバイズ体制を整備します。

4. 知的障害者福祉法と発達障害者支援法の統合

知的障害者福祉法は、昭和35年に精神薄弱者福祉法としてスタートし、その後精神薄弱という言葉が問題だということで知的障害者福祉法に改められたわけですが、当時は発達障害についての理解や認識がほとんどなかったわけです。国際的には発達障害の中に精神遅滞も含まれるわけですから、時代の変遷とともに精神薄弱者福祉法が知的障害者福祉法に改正されたように知的障害者福祉法と発達障害者支援法の統合を提案します。

5. 発達障害を療育手帳の対象に

障害者手帳は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の三種類の制度がありますが、身体障害者手帳は「身体障害者福祉法」、精神障害者保健福祉手帳は「精神障害者福祉法」によって規定され、全国共通の制度となっています。療育手帳は「療育手帳制度について（療育手帳制度要項）」と「療育手帳制度の実施について」の二つの「通知」に基づいているため、通知の解釈及び施行に関して、各自治体の幅が大きく、一部の都道府県では発達障害も対象に含めていますが、全国共通の基準がありません。その結果、地域間格差が生じており、当事者とその家族に対して大きな影響を与えています。障害者基本法による障がいの定義に発達障害が加えられたことから、発達障害を含めて法制化し、全国共通の制度として、療育手帳制度を見直すことを提案します。

6. 子ども子育て支援新制度との連携

要保護児童の課題や、全国の発達障害者支援センターで共通の課題となっている、青年・成人期の就労・生活支援ニーズの増加は、これまでの療育・教育・保育・子育て支援制度を見直す必要を示唆しています。そのため、保育所等にも発達障害者支援センター等の関係諸機関と連携するための窓口を設置し、発達障害児の早期支援のみならず、要保護児童の課題等にも対応できる研修を行うことを提案します。また広域入所の場合は、障害児保育や特別保育の加算が認められないといった合理的配慮に欠ける問題も生じていますので、合わせて見直すことを提案します。